

太良町空き家情報バンク

空き家

登録

空き家
利用希望者

募集中!

太良町は
空き家の有効活用を
推進しています!

太良町では、定住対策の一環として、ふるさとへの定住や田舎暮らしを希望される移住者の方から問い合わせの多い「空き家」の情報提供を受け付けています。

将来的にも使わない「空き家」はありませんか？
ぜひ、町の「空き家情報バンク」にご登録ください。

「空き家情報バンク」に登録されますと、ホームページなどで利用希望者に情報を提供していきます。空き家情報の登録希望や、「空き家物件情報」をご覧になって住んでみたい物件がありましたら、企画商工課へご連絡ください。空き家情報は、空き家の登録があり次第、情報提供を行っております。

好評事業実施中!!

移住定住促進事業補助金

～空き家情報バンク利用者への補助を開始～

太良町では、「移住・定住対策」や増え続ける「空き家・空き地の流動化推進」のため、**太良町空き家情報バンク**に登録（登録予定を含む）の空き家に対して次の補助を行います。

1. 仲介手数料補助

【補助内容】 売買および賃貸契約に要する宅地建物取扱業者の仲介手数料に係る費用

【補助率】 限度額5万円の範囲内の金額

2. 家財処分等補助

【補助内容】 所有者等が売買および賃貸をするために不要物（仏壇など）の処分やハウスクリーニングを行うための費用 ※魂抜き等の費用（お布施等）は対象外

【補助率】 限度額10万円の範囲内の金額

3. 所有者等改修補助

【補助内容】 空き家を賃貸するため、居住に必要な場所（トイレ、風呂、台所等）の修繕工事に係る費用 ※費用総額20万円未満の工事は対象外

【補助率】 限度額50万円の範囲内で費用総額の1/2の金額

4. 利用者改修補助

【補助内容】 空き家に居住するため、居住に必要な場所（トイレ、風呂、台所等）の修繕及び増築工事に係る費用 ※費用総額20万円未満の工事は対象外

【補助率】 ・移住者又は39歳以下の者・・・限度額の範囲内で費用総額の2/3の金額

・その他の者・・・限度額の範囲内で費用総額の1/2の金額

※利用者改修補助の限度額は、「売買200万円」、「賃貸100万円」となります。

5. 空き家解体補助

【補助内容】 自己所有の家屋（過去に居住していた又は、相続した家屋）の解体に要する費用 ※特定空家等として認定又は、同等の家屋は対象外

【補助率】 限度額75万円の範囲内で費用総額の1/2の金額

※物件の売買及び賃貸借契約については、当事者間での対応となります。

(問い合わせ先) 太良町役場 企画商工課 企画情報係 TEL 0954-67-0312

mail kikaku-joho@town.tara.lg.jp HP <http://www.town.tara.lg.jp/>